

新	旧	備考
貿易代金貸付保険（2年未満個別保険）の取扱いについて  平成29年4月1日 17 - 制度 - 00083 沿革 <a href="#">令和4年12月20日</a> 一部改正	貿易代金貸付保険（2年未満個別保険）の取扱いについて  平成29年4月1日 17 - 制度 - 00083 沿革 <a href="#">令和4年6月17日</a> 一部改正	
[ I ] 保険契約締結に係る基本的な取扱事項等 4 その他 ①～② (略) <u>③ G7エルマウ首脳声明における国際合意（2022年6月G7エルマウ・サミットにおいて首脳会合コミュニケとして公表された国際合意をいう。）に反する又はそのおそれがある輸出契約等に係る貸付契約については、この規程で定める他の取扱事項の規定にかかわらず、保険契約を締結しないものとする。</u>	[ I ] 保険契約締結に係る基本的な取扱事項等 4 その他 ①～② (略)	
附 則 [抄] 附 則 [ <a href="#">令和4年12月20日</a> ] この改正は、 <a href="#">令和5年1月1日</a> から実施する。	附 則 [抄] 附 則 [ <a href="#">令和4年6月17日</a> ] この改正は、 <a href="#">令和4年7月1日</a> から実施する。	